

営農型太陽光発電について

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
再生可能エネルギー室

令和6年度補正予算・令和7年度当初予算案

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

地域循環型エネルギーシステム構築

(循環経済先導地域づくり、営農型太陽光発電関係)

本資料は、地域循環型エネルギーシステムの構築に取り組まれようとする皆様や、行政機関の皆様に概要を御承知おきいただくために作成しています。本資料のほか交付等要綱をよく御確認いただきますよう、お願いいたします。

本資料は、予算成立後、円滑に事業を実施できるようにするため、予算成立前に作成しています。予算執行は、予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもございますので、予め御了承ください。

令和7年1月版

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課
再生可能エネルギー室

営農型太陽光発電とは

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、**営農を継続しながら発電を行う事業。**

作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
地域循環型エネルギーシステム構築

【令和7年度予算概算決定額 612（650）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 3,828 百万円の内数）

＜対策のポイント＞
みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

＜政策目標＞
カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
地域ぐるみの話合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援
① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。
② 未利用資源の混合利用促進
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合 等

＜事業の流れ＞

国

都道府県

協議会等
地方公共団体、民間団体等

（1、2の事業）
（3の事業）

＜事業イメージ＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
 地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定
 策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
 既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入
 導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援
① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証
検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析
  
② 未利用資源の混合利用促進
   + 
地域で課題となっている未利用資源 既存施設の燃料材
混 合 利 用
 エネルギー化
木質バイオマス発電所等
①資源作物の燃焼実証
②未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進 2
[お問い合わせ先] 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

営農型太陽光発電のモデル的取組支援 R7当初案

事業概要	地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援する事業
支援対象	協議会（構成員：農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等）、地方公共団体又は民間団体等 ※協議会以外が事業実施主体となる場合であっても、設備導入を行う場合は、事業終了時までに協議会を組織。
支援内容	<u>1 推進会議の開催（必須）</u> ➤ 農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等の関係者の話し合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援 <u>2 課題解決に向けた調査等（必須）</u> ➤ 先進地区の視察等の調査に必要な人件費、謝金、旅費などを支援 <u>3 営農型太陽光発電設備の導入（任意）</u> ➤ 上記 1・2 の検討の結果、策定したモデルに基づいた営農型太陽光発電設備の導入に必要な設備費を支援 ※導入する設備については、規模要件を満たすこと。また発電した電気に関してFITやFIPによる売電は行わず、原則協議会内で利用すること。 ※令和 6 年度みどりの食料システム戦略推進交付金において、営農型太陽光発電のモデルを策定していた場合は、上記の規模要件を課さない。 ※蓄電池は交付対象外。
交付率等	<u>上記 1・2 の取組</u> 交付率は定額（機械の賃借に係る経費は 2 分の 1 以内）、上限額は合計で 200 万円とする。ただし、農林漁業循環経済先導計画を作成済又は作成見込の場合は、上限額は合計で 1,000 万円とする。 <u>上記 3 の取組</u> 交付率は 2 分の 1 以内、上限額は 1 営農型太陽光発電設備当たり 800 万円とする。

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

【令和7年度予算概算決定額 16,139百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 16,543百万円の内数）

<対策のポイント>

- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
- 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進

農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。

- ・農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
- ・課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
- ・再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附帯設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】

2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等

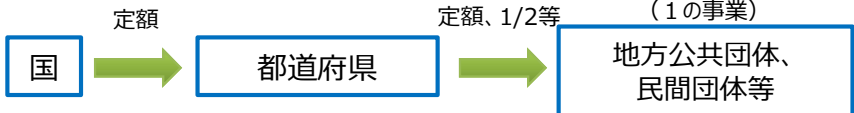
農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

【支援事業】
優先枠
優遇措置

- みどりの食料システム戦略推進交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
 - ・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】
 - ・みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】
- 国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】
- 農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】
- 林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】
- 水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

<事業の流れ>

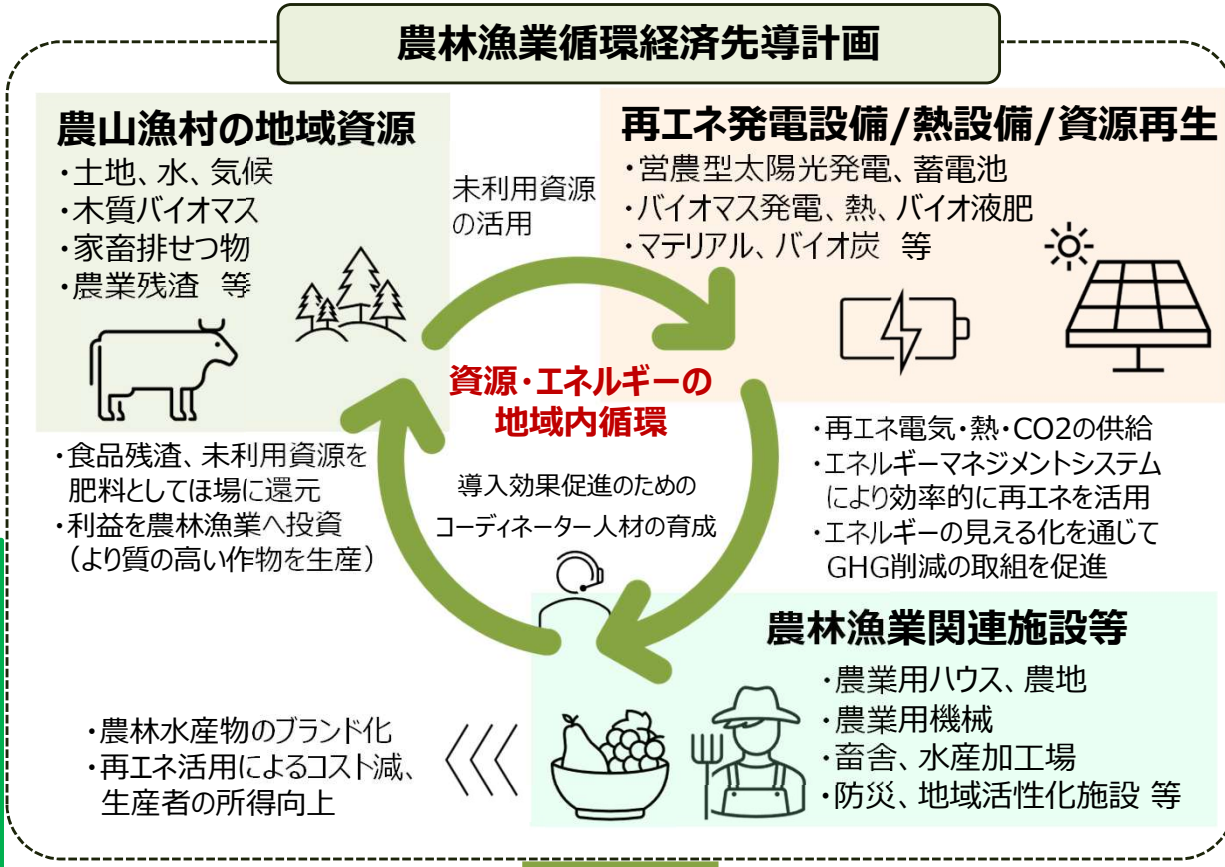


※2の事業の流れは事業ごとに異なります。

※2は、関連予算

<事業イメージ>

農林漁業循環経済先導計画



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等） R6補正

事業概要	太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりに向け、エネルギー・マテリアルを農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用するモデルの策定等を支援する事業
支援対象	協議会（構成員：農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等）、地方公共団体又は民間団体等 ※協議会以外が事業実施主体となる場合であっても、設備導入を行う場合は、事業終了時までに協議会を組織。
支援内容	<u>1 推進会議の開催（必須）</u> ➤ 農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等の関係者の話合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援 <u>2 課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等（必須）</u> ➤ 先進地区の視察等の調査に必要な人件費、謝金、旅費などを支援 ➤ 専門家による指導・研修等の地域人材の育成に必要な研修等参加費などを支援 ➤ 営農型太陽光発電設備下における栽培実証に必要な人件費、謝金、旅費、計測機器等の借上費などを支援 ※栽培実証の対象作目は、地域において推奨・奨励している作目。 ※栽培実証は既存の営農型太陽光発電設備を活用して実施してもよい。 ※借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付対象。 <u>3 営農型太陽光発電設備の導入（任意）</u> ➤ 上記 1・2 の検討の結果、策定したモデルに基づいた営農型太陽光発電設備の導入に必要な設備費を支援 ※導入する設備については、規模要件を満たすこと。また発電した電気に関してFITやFIPによる売電は行わず、原則協議会内で利用すること。 ※上記 2 の栽培実証に取り組む場合であって、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内の農地に設備を導入する場合は、モデル策定前に導入することができるものとし、上記の規模要件を課さない。 ※蓄電池は交付対象外。
交付率等	<u>上記 1・2 の取組</u> 交付率は定額（機械の賃借、模型の設置に係る経費は 2 分の 1 以内）、上限額は合計で 200 万円とする。ただし、農林漁業循環経済先導計画を作成済又は作成見込の場合は、上限額は合計で 1,000 万円とする。 <u>上記 3 の取組</u> 交付率は 2 分の 1 以内、上限額は 1 営農型太陽光発電設備当たり 800 万円とする。